

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

40号 発行 2014年1月17日

連絡先：大和市榎森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-onm/



第四次 厚木爆音訴訟原告団 団長・藤田 栄治

【憲法を大切にしよう】

原告の皆さん新年おめでとうございます。今年の正月は例年になく爆音の少ない年明けになりました。いつもこうあって欲しいのですがね。さて今年4月には、いよいよ横浜地裁の判決が出されます。何としてもスカイツーとした勝利判決を勝ち取り爽やかな気分になりたいものだと思います。

けれども、いまの安倍政権による強権政治の流れは、爽やかな気分どころか、日本の将来に大きな危機感を抱かせます。特に加速的に進む日米軍事体制強化と憲法改悪の動きは、留まることはありません。

春

迎

その憲法改悪の前触れとして、昨年12月にあの「特定秘密法」を強引に成立させました。多くの批判があるようにこれは憲法の理念を根こそぎ否定し、国民主権を合法的に奪い取るようにする稀代の悪法です。

安倍政権が目論む改悪の構想は、国民主権から国家主権へ、戦争の放棄から戦争ができる国へ、国民の自由と平等は、統制・支配の体制へと転換されていくことになるのでしよう。

私たちのいま国を相手に、「爆音被害に対する損害賠償と飛行差し止め」を求めて、裁判を返していますが、この闘いの根底にある思想は「基地・平和」を追及するものであり、もっと突き詰めれば、日本の平和憲法を守ろうとする大きな意義を持つ市民運動なのです。

私たち原告団は、絶えず「憲法を大切にしよう」という強い意識と信念を持って、この裁判闘争を一条乱れず、最後まで闘い抜いてまいりたいと思います。



厚木基地 爆音防止期成同盟 委員長・大波修二

第四次厚木爆音訴訟の原告の皆さん2014年あけましておめでとうございませう



判決は厚木基地を離着陸する航空機の爆音が訴訟の原因であるために現在の政治的な動向がどうしても反映されることは確かです。日本の政治動向は政府自民党が衆参で過半数の議席を持つに至り、昨年の臨時国会から議員の数の言わせた議案の強行採決が相次いでいます。正に党利党略で国民不在の暴走に近い状況が続いています。安倍首相が戦争への道をひた走り始めたのです。日米軍事一体化の方向性で集団自衛権行使の道も射程に入れて国家安全保障会議を今年の国会で提案してくることは確実です。そうなったら世界のどこかでアメリカと一緒に戦争を始めることになります。それは認めることはできません。

今回の判決で裁判官の判断に希望することとは極東では最大の基地である横須賀・厚木の米海軍の厚木基地の米軍の軍用機爆音の差し止めの判決を出していただきたい。その意義は非常に高いものがあると思います。

裁判官は国の意向に添う判断を考えるのが一般的かもしれませんが上司の意向に沿わない判決を軍事基地に反対する立場で真つ当な判断をして頂きたい。

何故なら日常生活の破壊・健康被害の立証。そして航空機の墜落の危険の増大が受忍限度の訴訟の判決が「航空機の飛行差し止め」はごく自然の判断だと思われるからです。

又一方では、急速に軍事的な方針を重視する方向に歩み始めた内閣・それに異を唱える国民に対しては彼らには目をさぼり、ものも言わせない反動法である特定秘密保護法を強引に成立させて何の反省もなくもつと露骨な法案の提案を繰り返しています。こういう時にこそ三権分立で行政の独走・爆走を司法が止めて頂きたい。厚木爆音としては裁判官の冷静な判断に大きな期待をするものです。自民党は公明党と離別して、みんな・維新を加えた新党としての安定多数の国会をバックに行政の独走は続きそうです。しかし再び侵略への道を歩み始めた内閣を許す事はできません。厚木基地爆音防止期成同盟は全面的に爆音訴訟の原告を支援してまいります。



新春の ごあいさつ 第四次厚木爆音訴訟弁護団 弁護団長 中野 新

2014年あけましておめでとうございませう。第四次厚木爆音訴訟は、昨年9月2日結審し、本年4月後半には、判決期日が指定されることになっております。この判決において最も重要な点は、我が国の裁判として初めて、軍用機の離着陸についてたとえどんな形でも、差し止めは違法確認という判決形式がとられることになっても、差し止めにかかわる実体的判決(内容に踏み込んだ判決)がなされるかどうかということだと思います。

従来の判決は、最高裁判決を含めて、厚木基地についても、横田基地・小松基地・嘉手納基地・普天間基地についても、米軍機については我が国行政権が及ばない、自衛隊機については民事訴訟は不適法だ、などという理屈で差し止めを否定してきました。しかし、第四次訴訟では、厚木基地第一最高裁判決が安条条約や地位協定の解釈適用を、明確に誤っていることを、赤裸々に指摘をしましたし、民事訴訟と行政訴訟の恣意的な使い分けを許さないため、両訴訟を同時に提訴もしました。我が国の司法裁判所は、戦後、軍事基地の問題や米軍の行動については、つとめてその内容や中味に対する判断を避けようとして、正面からの判断を逃げ続けてきたと言えるでしょう。その結果として、厚木基地周辺の住民は、50年間も、爆音にさらされ続けてきているのです。

住民の皆さんは、軍備の必要性を否定しているわけでも、日米安条約を頭ごなしに否認しているわけでもありません。現に将来のことですが、米空母艦載機の大幅な移転は、すでに日米で合意決定されていることですので、判決はこの合意を一步進めるだけのことだと、裁判官達が腹をくくれるかどうかだけが問題だとも言えるわけです。

このような、基地をめぐる司法の状況は、ある意味では、国会議員選挙の定数をめぐる憲法違反の判決状況と似ている面があります。多くの判決は、憲法違反と断定すること嫌って、違憲状態が選挙無効ではない、などと事情判決と呼ばれるあいまいな判断をしてきた結果、定数は正しいままでたつても実現しないのです。行政が、いつまでたつても厚木基地の違法な爆音被害を除去しないなら、司法判断でそれを実現せよという、あたり前の要求が、この裁判の眼目なのです。

安倍政権は、特定秘密保護法などという、国家主義、全体主義的な戦争準備体制を強行し、日本の将来があやぶまれているように、このような時に、住民保護を主体とする、航空機爆音差し止め判決を勝ち取る意義は、まことに大きなものがあると言えます。そのためには、原告団の皆さんやその周りの方々の、より強い結束や力が今後必要となります。新年にあたり、皆様の御健勝と、判決に向けた運動の盛り上がりをお祈りする次第です。



神奈川平和運動センター
事務局長 小原慎一



原告のみならず、
2014年新年おめでとございます。平和運動センターの諸活動に日頃から積極的にご参加いただいております。深く感謝申し上げます。判決を目前にし、改めてこの裁判の意義とみなさんの努力に敬意を表します。賠償請求にとどまらず、飛行差止めを民事、行政訴訟の両面から求めた画期的な試みが判決に反映することを期待しましょう。

この文章を書き始める直前、厚木基地所属の空母G・ワシントン搭載機の米海軍ヘリ(MH-60S)が三浦半島の先端の埋立地に不時着しました。かろうじて墜落を回避した状態です。100メートルほどの地には三崎魚市場をはじめ商店街があり、学校や市役所も1キロ以内にあります。1週間ほど後であれば例年、正月用品の買い物の臨時駐車場として混雑する場所です。この不時着は幸運によるもので、まさに大事故とは紙一重であったと言えます。

私たちが指摘してきた軍用機の訓練の危険性が浮き彫りになりました。空母艦載機の訓練はもとより、予想されるオスプレイの厚木基地使用問題を厳しく追及していきます。

稀代の悪法・特定秘密保護法が12月6日に成立してしまいました。杜撰な説明、嘘の答弁、教の力による横暴、どれをとっても批判を免れないもので、違憲状態を指摘され存立基盤が疑わしい国会議員が違憲の法律を作った、歴史に残る汚点です。一言すれば「情報独占官機構強化法」ではないでしょうか。在日米軍や自衛隊の情報がこれまで以上に隠蔽されることが重大な問題ですが、同時に、反戦・平和、反基地運動を日常的に監視し、威嚇することを合法化したものであり、断じて容認できません。

反対勢力を封じ込む手段を得て、安倍政権は矢継ぎ早に国家安全保障戦略(NSC)、新防衛計画大綱を決定し、「戦争する国づくり」へと暴走しています。第四次訴訟の完全勝利、米空母の母港化撤回などを基軸に安倍政権の暴走に神奈川からストップをかけましょう。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第3回総会開かれる



11月23～24日石川県小松市に於いて
全国基地訴訟原告団総会が開かれました

代議員総会に出席して

代議員 大和第1支部
医師・齋藤 竜太さん



- I 沖縄から厚木、東京まで6つの基地・7団体からなる今回の全国基地訴訟連絡会議は、偉大な運動の経過と成果を示しました。厚木基地について言えば、厚木基地爆音防止期成同盟(厚木爆同)が結成されたのが、あの安保闘争の1960年9月25日と聞きますが、厚木爆同を核として、多くの地域住民と諸団体が力を合わせて次第に作り上げられた、第1次から第4次訴訟に至るまでの大衆運動は偉大です。
- II 偉大だと私が考えるのは、この運動が、「静かな空を返せ！」という心に、米軍厚木基地撤去と全国の米軍基地撤去を深く刻んでいるからだ、と思うからです。この国の真の独立と、国民の真の自立を目指していると思うからです。
- III 他国に軍事基地を置くという事は、置かれた国が、多かれ少なかれ属国化されることであり、その民衆が多かれ少なかれ屈従させられることである、と私は思っています。このことは、歴史が示しているのではないのでしょうか。この点で、このお国の政権は「一瞬」の次期を除いて(?) アメリカ合衆国国家の恥知らずの下僕になり下がっている、としか言いようがない、と言うのが私の診るところです。このような現実に抵抗して闘う全国連絡会議を支え盛り上げている大衆による運動は、偉大と言うほかありません。
- IV このところ政権は、公約にもない消費税増税やTPP参加を突然強行したり、現政権に至っては「成長戦略」を看板にして選挙で過半数をとるや、憲法9条96条も形骸化・空洞化させる「日本版NSC」と特定秘密保護法案と称する憲法違反をナチス並みの手段で強行採決しました。
- V ここには、私の診かたですが、代議制民主主義の欠陥があります。一旦投票するや、すべての政策を、政権に事実上「丸投げ承認」してしまうのがこと危険性があることです。民意を正確に反映できない現在の選挙制度も反民主主義です。この事態と状況を打ち破るのが、大衆運動による直接民主主義ではないのでしょうか。全国基地連絡会議を支え作り上げあげている人々による大衆運動は、直接民主主義ではないかと思うのです。
- VI 抵抗して屈せず。



「県・私鉄総連連絡会議代表で参加して」

代議員 藤沢支部 森岡 浩さん
(湘南モノレール労働組合)



2013年11月23・24日の日程で石川県の小松市に於いて開催された全国基地爆音訴訟原告団連絡会議(略称・全国連絡会議)第3回総会に、第四次厚木爆音訴訟団の代議員として、神奈川私鉄労働組合より今回参加をさせて頂きました。

神奈川私鉄労働組合を中心とした県内6つの労働組合及び、原告団に加盟した組合員とその家族や県私鉄0Bにより、第四次厚木爆音訴訟県私鉄連絡会議を組織し、反戦、平和を基調に地域運動での横の繋がりが機関として、第四次厚木爆音訴訟の支援行動とした裁判傍聴や諸集会への参加、原告組合員とその家族を対象とした基地問題を中心に学習会や定期総会の開催で訴訟に於ける原告組合員と家族の意思統一を図っています。

会議日程では23日は原告団交流集会で始まり、6つの基地7団体の代議員が2つのグループに分かれて分科会を開催し、フリー討議と意見交換が行われました。限られた時間で分科会でしたが裁判闘争への経緯や活動経過報告、取り組み等について活発な発言がありました。

特に厚木基地訴訟団で取り組んだ子供による爆音カレンダーについて、各地の訴訟団では関心の高いところでした。

その他NHKテレビの受信料金減免措置等についても、地域により考え方や取り組みにばらつきがあるとは思いませんでした。

7つの団体から参加者全員が発言できる時間的余裕が無く、消化不良でしたが、各地域にて裁判闘争に尽力をしている仲間を直接聞ける貴重な体験ができました。

懇親会は少人数での話をするのが出来、分科会では聞けない個々の問題や活動の様子など、仲間と更に踏み込んだ話をするのが出来ました。

24日の日程は記念講演から始まり、「医学調査からみた基地騒音の健康被害」と題して、小松基地訴訟団と共同で調査に参加した医師、服部真氏(金沢北条病院産産科)によるデータの解説を交えた記念講演が行われました。

訴訟に参加している人だけでなく、基地周辺地域に居住する人達への騒音被害のアンケートを実施し、数値化したデータの作製、取り組みには感心させられました。

第3回総会は、開会挨拶の後、訴訟闘争中に亡くなられた三名の方への黙祷から始まり、厚木の藤田団長挨拶、小松訴訟団より歓迎の挨拶、地域より連帯の挨拶を受け議事に入りました。

2010年下期から2013年上期までの活動経過と会計報告がなされ、会則の一部改訂と役員改選、活動方針案と会計予算案についての提案を受け、満場一致で承認されました。

次ページへ

今国会で審議されている特定秘密保護法案について、国民の知る権利や行動・活動の制限を懸け、一般市民を萎縮させ、情報入手を消極的にさせる事を目的としたような悪法の制定に対して、全国連絡会議第3回総会参加者一同で特定秘密保護法案に反対する決議を採択、(法案が成立前に関係各省庁へ提出された)が結果、残念、総会参加者全員で団結頑張り方を三唱で総会は閉会となりました。「怯むこと無く廃案に向けて頑張ろう」

「総会に参加して」

代議員 町田支部
木原 義之さん



小松では、健康被害の実態調査を2011年に行い、その結果 戦闘機の騒音で「眠れない」と答えた人が非騒音地区に比して3倍~7倍あり、又低体重出生児(2500g未満)児が騒音地区では割合が多いことを医者が講師として発表しました。

私は、実際に調査に携わった人と話すことができました。非騒音地区も含めて6地区を選定し夏の6月~8月に675世帯を分担して訪問し、アンケート調査の趣旨を説明し協力をお願いした。

私は失礼とは思ったが「石川県は一般的に保守色が強く、自衛隊機の騒音もやむを得ないと思っていないですか?」と言ったら「騒音をどう感じているか実態を調べるために皆さんのご協力が是非必要なのですと話すこと納得してアンケート用紙を受け取ってくれました。」

回収率86%は留守の家に向何回も訪問して手渡し回収した成果で、その話す熱意は私にひしひしと伝わってきて裁判に有意義になることを願うばかりでした。

出席できたことに感謝

代議員 綾瀬支部
笠間 昭和さん



11月23日~24日 石川県小松市にて行われた全国基地爆音訴訟原告団連絡会議に(第四次訴訟団)12名の代議員と一緒に行動をしました。

その中で5分間だけですが、綾瀬市の基地対策対応の話をしました。綾瀬市の基地対策協議会は市長を会長として30名の委員で構成されています。その中で11名の幹事で行われ、私もその中のメンバーの一人です。

メンバーは市長、議長、自治会の代表、教育委員、婦人会、高工教授、農業、労働者、医療福祉関係その他の関係団体です。

5月に実行委員会、6月に総会、8月要請行動、10月臨時総会、11月に視察2月に基地講習会が行われた。

要請行動としての要請先は、南関東防衛局・防衛省・米国大使館・外務省、国会議員等です。

要請の柱として、①基地の早期返還、②騒音と安全対策、③NLPの移転、④46文書の遵守 ⑤空母の母港化に反対等です。

最後に特定秘密保護法が成立され、私達の「知る権利」侵害が懸念されます。要請先の物の考えの温度差があり、これからの諸問題の要請が懸念されます。爆音運動の中心である集会などの禁止、デモの規制などが行われて、運動には組織的な危険な状態が危惧されます。

裁判などにも影響を及ぼす懸念もあり、戦前の生活に帰る様な気がしてしまいます。これからの運動として署名活動に協力したいと思います。

全国基地爆音訴訟連絡会議総会に出席できたことを感謝します。

白山と安宅の関

代議員 海老名支部
中坪 清さん



小松駅では雪に輝く加賀白山と小松製作所の超巨大タンクが迎えてくれた。ここは森喜朗元総理の地元だ。保守色の強いこの地でも自衛隊に真向から反対する人たちがいる。私も甘利経済再生担当大臣の地元をいって反基地を叫んでいる。全国どこにでも凶暴な国家権力に抗う人々がいることを力強く感じた。厚木からの報告では四次訴訟団の爆音カレンダーの活動に心が寄せられた。NHK視聴料問題は沖繩では元々払っている人が少ないから活動にならないという。交流会で私が「沖繩は独立して基地のない平和な国となり日本も基地のない国となった」と言ったら、沖繩の新聞記者が賛同の声を上げた。でも、彼は後で「基地提供はアメリカ・中国その他の国との入札で決めた」と言っていた。沖繩の複雑な状況を改めて考えさせられ、私の浅慮がたしなめられた。波静かな安宅の関と戦闘機の見える小松空港を見学し、寿司定食を食べた。また行く機会があったら戦闘機訓練を見学し、寿司定食を食べた。総会終了後、屋に行ってみよう。その時は北陸新幹線が開通し、米原で乗り換えのために7号車まで行かなくて済むかもしれない。

当然だ」と、聞き直った回答を繰り返した。この回答が不十分であるのかと追及すると、「従来から」という答えを繰り返しました。この回答が不十分であるのかと疑問が提起される可能性を排除できない」という記載があることも明らかです。また、国土交通省は、米軍機にも、有視界飛行では運行プランの提出を義務づけ、民間空港の管制エリア内ではその指示に従うという規定を規定しているように、空の安全に責任を持つ立場を自覚しているにもかかわらず、低空飛行訓練の危険性についてなんらの権限も行使しないのは、職務怠慢としか言いようがありません。これらの点については、今後もさらに研究し追及しようと思っています。



12月5日、臨時国会の会期末で特定秘密保護法案の強行採決が危ぶまれる日の午前中、全国基地訴訟連絡会議(第四次爆音訴訟団)は、平和フォーラム、非核市民宣言運動ヨスカと、全国基地訴訟連絡会議の会館の一室で外務省、防衛省、国土交通省と交渉を行いました。テーマは、オスプレイなど米軍の飛行訓練についてでした。米軍の駐留は日米安保条約によって認められています。その運用については日米地位協定において規定されています。ところが、地位協定には、米軍が、提供されている施設・区域の外で訓練を行うという規定は、一カ所も書かれていません。米軍機は、航空特例法により、航空法の一部適用除外を受けています。オスプレイが飛行することのできるのも、この航空特例法のおかげです。ところが、この航空特例法は、長い正式名称の中に「地位協定の実施に伴う」と書いてあります。地位協定の規定に伴うはずなのに、地位協定に訓練の規定がないというのは、航空特例法が訓練の主張です。これに対して、「米軍の駐留を認めているのだから、その目的に沿った訓練をするのは当然だ」と、聞き直った回答を繰り返した。この回答が不十分であるのかと追及すると、「従来から」という答えを繰り返しました。この回答が不十分であるのかと疑問が提起される可能性を排除できない」という記載があることも明らかです。また、国土交通省は、米軍機にも、有視界飛行では運行プランの提出を義務づけ、民間空港の管制エリア内ではその指示に従うという規定を規定しているように、空の安全に責任を持つ立場を自覚しているにもかかわらず、低空飛行訓練の危険性についてなんらの権限も行使しないのは、職務怠慢としか言いようがありません。これらの点については、今後もさらに研究し追及しようと思っています。

政府強行採決、飛行訓練も

第四次訴訟団
報告 矢野 亮

ブロック長会議報告

活動に取り組みが提起され、現在も署名は原告を中心に数多く訴訟団事務所に届いており、飛行差し止め、裁判勝利への皆さんの力強い思いを感じています。その後、福島瑞穂議員から、「秘密保護法に反対する1」をテーマとした講演を受けました。私たちが訴訟はまさに基地に關した訴訟であり、防衛秘密に直結したものと、これからは基地に關する情報等は全て秘密とされ、また情報を得ようとする秘密保護法に抵触しかねません。私たち訴訟団にとっても活動に支障が出かねない事態となりましたが、この法案を悪用させないために私たちが監視の目を強めなければならぬと感じています。

相模原支部
ブロック長・山村 充夫
11月16日に第四次訴訟団のブロック長会議が大和市生涯学習センターで開催されました。全12支部からブロック長さんが76人参加し、9月2日に横浜地裁結審を迎えた第四次訴訟について、弁護団長・中野新さんの講演と、関守、福田の両弁護士から結審までの報告と今後の取り組みについてお話を伺いました。中野弁護団長からは厚木基地の問題は日米安保と地位協定の問題であるとして、地位協定は米軍に優位な協定であり、日本は米軍に日本を守る義務がない、日本は米軍に追随するだけで、「思いやり予算」等と言って赤字予算の中から莫大な税金を米軍に提供している。しかし、我われの請求している飛行差し止めは新たな論理や判断の展開で可能であるので、裁判官には勇気を出して判決を出していただきたい、と述べました。また、関守、福田弁護士から結審を終えた報告を受け、判決に向けた取り組みについてお話を聞きました。2007年12月に提訴してから9年、その間の道のりや最終口頭弁論での弁護団の陳述内容について説明、報告を受けました。その後、事務局より判決まで、何もなしという状態でなく、勝利判決に向けた取り組みとして、飛行差し止めを求め、署名活動に取り組むことが提起され、現在も署名は原告を中心に数多く訴訟団事務所に届いており、飛行差し止め、裁判勝利への皆さんの力強い思いを感じています。

ヘリコプター墜落事故に 6団体が抗議行動

抗議文

在日米海軍厚木航空施設司令官
ステイーブン・J・ウィーマン大佐 殿



去る12月16日、厚木基地に所属する、貴部隊のヘリコプターが、三浦市三崎港の埋め立て地に墜落するという大事故を起こした。幸いにして周辺住民を巻き込む惨事に至らなかったが、この周辺には漁業関連施設があり、また近くに住宅も点在する地域である。「一歩間違えれば大惨事になった」と思うと身の毛がよだつ思いだ。また今回の事故は、三浦市周辺の住民だけでなく、貴部隊が行う飛行訓練の下に住む広範囲の住民に、云いようのない不安と恐怖を与えているが、このことに貴職はどう応えようとしているのか。満身の怒りをもって抗議するとともに、その見解を求めたい。

また今回のように従来型のヘリコプターであっても、このような事故を起こすのであるから、昨年来から問題になっている、オスプレイの飛来、訓練に対する不安感が高まるばかりである。基地周辺住民にこれ以上の不安を抱かせないために、オスプレイの乗り入れ、訓練飛行は絶対に行わないことをこの際強く申し入れる。

貴職は昨年2月にも、基地北側の県道に2メートル以上もある金属製パネルを落下させ、近くの農地に30数点の鉄製の破片を散乱させる事故を起こしている。この事故の原因究明も行われていない。こうした住民感情を無視した傲慢な態度が今回の事故を起こしたのではないのか。

我われは二度とこのような事故を繰り返さないために次の事項について住民が納得できる対応をされるよう要請する。

記

- 1 今回の事故の原因と飛行ルートを早急に究明し、住民の不安と恐怖の念を取り除くため実行力のある再発防止策を住民に示すこと。
- 2 原因究明が成されるまで同機種の飛行を止めること。

原告団活動日誌

原告団ニュース39号発行以降

11月15日	原告団ニュース39号発行(差し止めを求め署名同封)
11月16日	ブロック長会議
11月18日	署名依頼活動(県央協力労働組合10力所訪問)
11月20日	厚木爆音同会へ署名(依頼)送付
11月21日	弁護団会議
11月22日	署名依頼活動(東京) / 全国爆音訴訟連絡会 事務局会議(小松)
11月23、24日	全国基地爆音訴訟原告団連絡会 交流集會・記念講演・総会(小松)
11月23日	全国爆音訴訟連絡会 各訴訟団へ署名(依頼)送付
11月29日	居住一覧表 弁護団へ送付
12月1、2日	神奈川平和運動センター南関東ブロック総会 参加
12月3日	特定秘密保護法案阻止 中央村駅駅前宣伝活動 10名参加
12月4日	特定秘密保護法案阻止 国会前座り込み活動 2名参加
12月5日	特定秘密保護法案阻止 大和駅宣伝活動 / 平和70-31国会要請行動(全国) 原子力安全ジョージワシントン 横須賀基地入港
12月6日	年会費払込票発行
12月12日	神奈川平和運動センター基地調査(キャンプ富士) 参加
12月13日	岩室訴訟 狂人尊厳打ち合わせ
12月14日	横須賀市民の会 総会 団長参加(裁判報告) / オスプレイの搬回と違法爆音の差し止めを実現しよう集會(1KOZA) 参加
12月16日	代議員総会打ち合わせ(事務局) / 厚木基地米軍ヘリ 着陸失敗・横転事故 三崎港付近(乗員2名重傷)
12月18日	弁護団会議 / 神奈川平和運動センター幹事会 参加
12月19日	第45回通行協議(裁判所) / 米軍ヘリ墜落に抗議(厚木基地司令官)
12月20日	米軍ヘリ墜落に抗議(南関東防衛局)
12月30日	弁護士打ち合わせ(事務局)
12月28日 ~	(2014年)1月6日 事務所年末年始休み
2014年 1月4日	弁護団会議資料作成
1月8日	県央共闘幹事会 参加
1月9日	FA18スーパーホーネットより金属部品落下事故発生(綾瀬市寺尾北)
1月10日	スーパーホーネット部品落下事故に抗議(厚木基地司令官)
1月11日	弁護団(居住チェック)作業(原告団事務局)
1月14日	弁護団会議

またまた部品 落下事故 基地正門前で抗議



新年早々の1月9日にスーパーホーネットの部品が綾瀬市の住宅密集地に落下し、自動車に直撃破損させるという事故が発生しました。今回も第四次訴訟団と厚木爆音が中心となって翌日1月10日に厚木基地へ直接抗議行動を行いました。厚木基地では担当者が面会し「再発防止に努める」という相変わらずの回答でしたが、私たちにとっては安全な生活環境の問題でもあります。引き続き住民の立場に立った再発防止の徹底を求めていきます。

お知らせ

- 2月1日(土) 大和駅にて飛行差し止め街宣活動
署名活動(弁護団と共催)
14:00~15:30(予定)
- 2月15日(土) 飛行差し止め原告学習会
大和市生涯学習センター303号室
15:40~17:30
- 3月1日(土) 「3,1集会」学習会とデモ(県央共闘主催)
大和市生涯学習センター303号室
14:00~講演:米倉外昭氏・琉球新報
16:45~デモ行進→大和駅まで
- 3月21日(金・祭日) 代議員総会
大和市勤労福祉会館
14:30~

【更なる署名活動にご協力を】

いよいよ本年4月に第四次厚木爆音訴訟の、判決が示されることとなります。

この5年8ヶ月、25回の横浜地裁での口頭弁論で、我々が主張した準備書面や本人陳述の思いがこの裁判勝利に向けて実現されるのではないのでしょうか。

しかし、国を相手に起こす訴訟は政治情勢がきわめて影響されやすい、その証拠が第一次訴訟の判決であった。その時の総理は中曽根康弘氏であり「厚木基地の爆音は受忍限度範囲以内」と言うきわめて住民には理解できない判決でした。これらのことから私たちは何としてもこの裁判に勝利にすることが我々永年の悲願です。

春の判決を署名活動で完全勝利にしましょう。

そのため今一步署名活動に努力をお願いします。

【差し止め署名中間報告】

2014年1月14日現在
3610枚 14,772筆

ご協力有り難うございます。ただ今、署名活動継続中です。2月20日が閉めきりですので、今後ともよろしくお願ひ致します。

